

「ご契約のしおり・約款（第5章安心サービス）」（令和4年4月1日変更）の
変更箇所について

（下線箇所は新規追加・修正・削除部分）

該当 頁	該当 箇所	改 訂 後	改 訂 前	適用時点
93	サービスのご提供範囲	<p>以下の費用は、サービスご利用者さまのご負担となります。</p> <p>● <u>48</u>時間を超過した被共済自動車の一時保管にかかる費用</p>	<p>以下の費用は、サービスご利用者さまのご負担となります。</p> <p>● <u>24</u>時間を超過した被共済自動車の一時保管にかかる費用</p>	令和4年4月1日以降、すべての契約に適用されます。（令和4年4月1日以降、サービス利用する場合に適用されます。）
95	JAF 会員向けサービスについて	<p>● JAF への手配は、JA 共済サポートセンターから行います。</p> <p>その場合、サービスのご提供時に必要な契約内容情報やご利用者さま情報を JAF へ提供します。 （略）</p> <p>① JA 共済サポートセンターから JAF へ手配し、JAF によるサービス提供を受けること（ご自身で JAF を手配された場合は対象外となります）（略）</p>	<p>● JAF への手配は、<u>JA 共済事故受付センター</u>または JA 共済サポートセンターから行います。</p> <p>その場合、サービスのご提供時に必要な契約内容情報やご利用者さま情報を JAF へ提供します。 （略）</p> <p>① <u>JA 共済事故受付センター</u>または JA 共済サポートセンターから JAF へ手配し、JAF によるサービス提供を受けること（ご自身で JAF を手配された場合は対象外となります）（略）</p>	所要の整備

該当 頁	該当 箇所	改 訂 後	改 訂 前	適用時点
95	サービスをご利用いただく際の注意事項	<p>● <u>J A</u>またはJ A共済事故受付センターにご連絡いただいた際、レッカーサービス・ロードサービスは、サービス専門部署であるJ A共済サポートセンターにおいてサービス内容・費用のご説明や対応業者※の手配を行っております。(略)</p>	<p>● J A共済事故受付センターにご連絡いただいた際、レッカーサービス・ロードサービスは、サービス専門部署であるJ A共済サポートセンターにおいてサービス内容・費用のご説明や対応業者※の手配を行っております。(略)</p>	所要の整備
96	サービスをご利用いただく際の注意事項	<p>● <u>同一のサービスで著しく利用頻度が高い場合やサービスの趣旨等に照らして、サービスのご提供が適切でないとJ A共済サポートセンターが判断する場合は、サービスのご提供を行わないことがあります。</u></p>	(新設)	<p>令和4年4月1日以降を始期日とする契約に適用されます。 ※令和4年3月31日までを始期日とする契約でサービスを利用する場合には、適用されません。</p>
96	サービスの対象外となる場合	<p>1. 事前にJ AまたはJ A共済サポートセンター（J A共済事故受付センター）に要請されず、J A共済サポートセンターが対応業者の手配を行っていない場合（ご利用者さまがご自身で手配された場合を含みます）。ただし、J A共済サポートセンター以外の者による手配がご利用者さまの意思に反して行われたとJ A共済が判断した場合～（略）</p>	<p>1. 事前にJ AまたはJ A共済サポートセンター（J A共済事故受付センター）に要請されず、<u>J A</u>またはJ A共済サポートセンターが対応業者の手配を行っていない場合（ご利用者さまがご自身で手配された場合を含みます）。ただし、<u>J A</u>またはJ A共済サポートセンター以外の者による手配がご利用者さまの意思に反して行われたとJ A共済が判断した場合～（略）</p>	所要の整備